# 七尾市ごみ処理施設整備・運営事業 入札説明書等に関する質問回答書(第2回)

令和2年 1月10日 七 尾 市

### 1. 入札説明書に対する質問

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	6	第2章	8	(1)	1 連名・維持官埋業務	入札説明書等に関する質問回答書(第1回) 1. 入札説明書に対する質問No.2 において、新規の収集運搬業の許可の受付は原則行なっていないとのことですが、焼却灰・飛灰の搬出業務は、発注者様・事業者と、既に一般廃棄物運搬許可を得ている運搬業者と3者契約をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	20	第5章	1	(8)	提案書の提出	3月23日提出の入札提案書類において提案書の電子データ (CD-R) 提出のご指示がございますが、2月14日提出の提案書提出時には、CD-Rは不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	20	第5章	1	(8) ~ (13)	入札の手続		このスケジュールで進められるよ
4	30	第7章	6	(2)	保険	建物総合損害共済等は火災についての保証も含まれるため、事業者が火災保	する予定はありません。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	7	第3章	1	1. 13		「プラント用水には、上水と沢水を併用することとし、添付資料⑤『既設取り合い計画図』に示す既設給水管及び既設沢水給水管から、上水及び沢水をそれぞれ分岐して引き込む。」とございますが、本施設への沢水給水設備は既設の給水設備を継続して使用可能との理解でよろしいでしょうか。	既設の給水設備を継続して使用する
2	18	第2編 第1章	第6節	6. 3	土木建築工事	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)要求水準書(案)に対する質問No.18において「現状引渡し」との回答ですが、現状引渡し後の工事中に埋設物が発見され、その対応のため工事中断など工期に影響が生じる場合の請負者に生じた費用や損失については発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	その様な場合は、別途協議するものとします。
3	31、 108	第1章 及び 第4章	8 及び 1	8.11 及び 1.1	(2)及び (4)仮設計画 4)仮設事務所	頁 TD 及 い 監理	10名程度が協議可能なスペースを設けるとともに、シューズボックス、ホワイトボード、ロッカー、書棚、事務用机等、現地での事務作業や着替え等が不自由なく行える品目を想定しています。
4	31	第1章	8	8. 5	(4)	「機材・資材の搬入出、建設廃棄物の搬出等にあたっては、本市に検査願を 提出するものとする。」とございますが、建設廃棄物の搬入出については貴 市への検査願いは不要と解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
5	66	第2章	6	6. 3	場内冷暖房設備 (4)付属機器	「付属機器 【暖房用熱交換器、水熱源式冷凍機、冷温水循環ポンプ、冷凍機用冷却塔、冷却水循環ポンプ、その他必要な付属品】」とございますが、冷房に関しては「水熱源式冷凍機、冷凍機用冷却塔、冷却水循環ポンプ」ではなく同等の機能を有することで「空冷式冷凍機」を採用してもよろしいでしょうか。	エネルギー回収率の向上等も踏ま え、提案してください。提案内容を 確認した上で、必要に応じて改善指 示等を行う扱いとします。
6	76	第2章	2	8. 7. 2	定量供給装置	数量については、事業者責任でメンテナンス性、必要性を検討したうえで事業者提案とさせていただけませんでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応 じて改善指示等を行う扱いとしま す。
7	113	第2章	4	2. 1. 2	(5)ごみ破砕機室等	可燃性租人こみ処理装置はブラットか一ム内に設置する計画としておりますが、メンテナンス性や作業性を考慮し、弊社納入施設では室内に機器を設置しており、粉塵等の問題は特に生じていません。したがって、ごみ破砕機室の有無については、事業者責任でメンテナンス性、作業性を検討したうえで事業者提案しており、ただはませいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応じて改善指示等を行う扱いとします。なお、提案にあたっては、騒音・振動・粉じんについて実績上の騒音・振動レベル、粉じん濃度等を明記願います。
8	114	第2章	4	2. 1. 2	(11)灰冷却装置、灰搬出 装置の設置場所 2)	「原則として、他の部屋とは隔壁により仕切るものとし、特にコンベヤ等の 壁貫通部も周囲を密閉すること」とございますが、機器のシール性等を十分 に確保して粉塵対策を行うことで対応し、機器のメンテナンス性、作業性を 検討したうえで事業者提案とさせていただけませんでしょうか。	要求水準書のとおりとします。

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
9	114	第2章	4	2. 1. 2	(11)灰冷却装置、灰搬出 装置の設置場所 3)	「排水溝を設け、灰汚水槽へ導入できるようにすること」とございますが、 灰冷却装置洗浄時の排水は排水溝を経由して排水設備に接続する等、事業者 提案とさせていただけませんでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応 じて改善指示等を行う扱いとしま す。
10	114	第2章	4	2. 1. 2	(13)灰出し場 4)	クレーン制御用電機品は灰クレーン操作室内に設置する場合、専用室は設置 しないでよいと考えてよろしいでしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応 じて改善指示等を行う扱いとしま す。
11	119	第4章	2	2.3	(1)外部仕上 6)		提案内容を確認した上で、必要に応 じて改善指示等を行う扱いとしま す。
12	121	第4章	2	2. 4	(1)工場棟 2)建屋規模	⑤最高の高さとございますが、「周辺環境との調和を可能な限り保ち、良好な景観形成に努める」ことを前提とし、工場棟建屋高さについてはご指定はなく事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	
13	122	第4章	2	2. 4	(2)管理棟 4)建屋規模	⑤最高の高さとございますが、「周辺環境との調和を可能な限り保ち、良好な景観形成に努める」ことを前提とし、管理棟建屋高さについてはご指定はなく事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	
14	124	第4章	3	3. 2	(3)雨水排水設備工事	12月9日に「雨水排水計画設計諸元」を受領いたしましたが、今回事業範囲内で整備する雨水排水設備は事業範囲内を集水範囲と考えてよろしいでしょうか。異なる場合、今回の事業範囲内で整備する雨水排水設備の集水範囲をご教示願います。	お見込みのとおりです。
15	126	第4章	3	3. 2	(8)防護壁設置工事 5)特記事項	12月9日に受領いたしました資料の中に、防護壁の図面(配置図、詳細図) と構造計算書がございましたが、この内容を確認の上、技術提案書(コ)その他構造物に関する図面・防護壁:配置・構造図とする理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 本資料並びに「土砂災害特別警戒区域内の建築物に係る構造設計・計算マニュアル(一般財団法人 日本建築防災協会)」等を参考に、その他構造物に関する構造図や計算書を作成ください。
16	126	第4章	3	3. 2		防護壁を計画するにあたり、既存の防火水槽は工事で支障がありますので事業者にて解体撤去してもよろしいでしょうか。解体撤去不可の場合、事業者にて近くの場所に設置し直しの計画としてよろしいでしょうか。設置し直し可能な場合、場所などの指定や制限があればご教示願います。	事に支障があるのであれば、防護壁

No	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
17	126	第4章	3	3. 2	(8)防護壁設置工事 5)特記事項	要求標準書の添付資料③ (その2) 及び対策計画図では防護壁の位置は土石流の高さ1mの範囲となっていますが、令和元年11月22日質疑回答書 (第1回目) No. 59では「〜土石流の高さについては、安全側を考慮し、設置位置より上流側の土石流高さ2.3mとしています」とございます。今回防護壁を計画するにあたり「土石流の高さ2.3m」を採用すると理解してよろしいでしょうか。	現在の土砂災害警戒区域等の指定条件にあっては、その理解でよいですが、指定条件の見直しがなされた場合は、当該最新の指定条件に応じたものへ見直すことを留意ください。
18	126	第4章	3	3. 2	(8)防護壁設置工事 5)特記事項	12月9日に頂いた資料1 表1「対策案概要」の(対策効果の考え方)の内容に「ななかリサイクルセンターは、新施設整備後、稼働停止、撤去予定である。施設解体後は地表勾配は0°となる」とございます。また12月9日に頂いた資料3,4でも防護壁は水平に計画されておりますので防護壁は地表勾配は0°水平で計画するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	142	第2章	3	3. 2	(3)搬入検査への協力	貴市が不定期に実施する展開検査について、計画されている年間頻度をご教 示願います。	入札説明書等に関する質問回答書(第 1回) 2. 要求水準書に対する質問No. 67の回答のとおりです。
20	143	第3編 第2章	第3節	3. 6	処理不適物の搬出等 (2)	処理不適物の搬出及び運搬に関し、産業廃棄物処理法上は排出事業者と許可業者の委託関係で行うものであって、運営事業者が介在した再委託契約関係はとれないということの理解をしております。 よって施設引き渡し以降は、発注者と一般廃棄物運搬許可を得ている運搬業者との2者契約となる理解でよろしいでしょうか。	「産業廃棄物処理法」とは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日 法律第137号)」を指しているものと解釈します。1.入札説明書に対する質問No.1の回答を参照してください。
21	143	第3編 第2章	第3節		焼却灰・飛灰処理物等の 搬出等(2)	焼却灰・飛灰処理物の搬出及び運搬に関し、産業廃棄物処理法上は排出事業者と許可業者の委託関係で行うものであって、運営事業者が介在した再委託契約関係はとれないということの理解をしております。 よって施設引き渡し以降は、発注者と一般廃棄物運搬許可を得ている運搬業者との2者契約となる理解でよろしいでしょうか。	No.20の回答を参照してください。
22					添付資料①	建設予定地から見て旧田鶴浜町道の反対側の平地は、新設工事の期間において工事用として仮設使用は可能でしょうか。	基本的に使用は不可です。ななかり サイクルセンター敷地内での施工を 検討ください。
23					添付資料①	建設予定地の北西三角地帯は、本施設竣工後もメンテナンス時など仮設事務 所を設置するなど使用は可能でしょうか。	使用は可能です。使用の際は、当市 と協議するものとします。
24					添付資料①	旧田鶴浜町道から敷地入口傾斜部(搬入/搬出車輌)間の植栽帯および植栽 は、本施設建設段階で伐採・撤去等行うことも可能でしょうか。	提案内容を確認した上で、必要に応 じて改善指示等を行う扱いとしま す。

No	頁	<b>大項目</b>	中項目	小項目	項目名	内容	回答
25					添付資料⑤	沢水の取合位置は、ろ過装置で処理後の位置から分岐するとの理解でよろしいでしょうか?また、取合位置における可能な取水量および水圧をご教示願います。	

### 5. 基本協定書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	6	11			損害賠償	この規定は、入札説明書等に関する質問回答書(第1回) 基本契約書(案)に対する質問-No.3の回答同様という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

### 7. 建設工事請負契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	20	31	7		検査及び引渡し		当市が支払い債務を適正に履行する ことは当然ですが、確実に事業を推

### 8. 運営業務委託契約書(案)に対する質問

No	頁	条	項	号	項目名	内容	回答
1	1	1	4	(2)		入札説明書等に関する質問回答書(第1回)運営業務委託契約書(案)No.1の回答にございます「範囲内外」とは「範囲外」との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	9	26			搬入管理	入札説明書等に関する質問回答書(第1回)運営業務委託契約書(案)No.6の回答「受託者として通常備えるべき能力をもってしても確認できなかったこと」を具体的に申し上げると、「これまでの実績をもってしても確認できなかったこと」と言い換えられるものと理解してよろしいでしょうか。	受託者としてふさわしい能力を持っていることが前提であり、その能力をもってしても確認できなかったこととご理解してください。その際には、ご指摘のとおり「これまでの実績」も加味することとなります。